

医療保険利用料金表

訪問看護ステーション ル・リアン

療養費および加算	単位		保険負担割合		
	円		1割負担	2割負担	3割負担
□基本療養費（Ⅰ）	3日/週まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円
	4日目/週以降	6,550円	655円	1,310円	1,965円
□基本療養費（Ⅱ）-1 （同一建物居住者） ※同一日に2人	3日/週まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円
	4日目/週以降	6,550円	655円	1,310円	1,965円
□基本療養費（Ⅱ）-2 （同一建物居住者） ※同一日に3人以上	3日/週まで	2,780円	278円	556円	834円
	4日目/週以降	3,280円	328円	656円	984円
□基本療養費（Ⅲ） （在宅療養に備えた外泊時）	8,500円		850円	1,700円	2,550円
□管理療養費	1日目	7,440円	744円	1,488円	2,232円
	2日目以降	3,000円	300円	600円	900円
	(1) ※1	2,500円	250円	500円	750円
	2日目以降 (2) ※2				
安全な提供体制が整備されている訪問看護ステーションが、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を主治医に書面又は電子的な方法により提出するとともに、主治医との連携確保や訪問看護計画の見直し等を含め、指定訪問看護の実施に関する休日・祝日等も含めた計画的な管理を継続して行った場合。 ※1：同一建物居住者の占める割合が7割未満、末期の悪性腫瘍、神経難病、特別管理加算者が月4人以上 ※2：同一建物居住者の占める割合が7割以上で、※1に該当しない事					
□24時間対応体制加算	※イ：6,800円/月		680円	1,360円	2,040円
	※ロ：6,520円/月		652円	1,304円	1,956円
電話等により看護に関する意見を求められた場合に、常時対応できる体制にあり、さらに必要に応じ緊急時訪問看護を行う体制のあるものとして、地方厚生支局長に届け出て受理されている場合。利用者に対して訪問看護ステーションの名称、所在地、電話番号および時間外や緊急時の連絡方法を記載した文書を交付する。					
□特別管理加算Ⅰ （重症度等の高い場合）	5,000円/月1回		500円	1,000円	1,500円
特別な管理を必要とする利用者から看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制その他計画的な管理を実施できる体制にあるものとして地方厚生支局に届け出て、指定訪問看護を受けようとする利用者に対して指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合、利用者の状態に応じて加算。（ア）在宅麻薬等注射指導管理、悪性腫瘍化学療法注射指導管理、在宅強心剤持続投与指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者、又は、気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者。					
□特別管理加算Ⅱ	2,500円/月1回		250円	500円	750円
（カ）在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法管理、					

在宅自己疼痛管理指導管理,在宅肺高血圧患者指導管理を受けている状態にある者。(キ)人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者 (ク)真皮を超える褥瘡の状態にある者 (ケ)在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者						
□複数名訪問加算 (週1回)	看護師 2名	同一建物内 1・2人	4,500円	450円	900円	1,350円
		同一建物内 3人以上	4,000円	400円	800円	1,200円
必要があって、同時に複数の看護師等による指導訪問看護を実施した場合。(厚生労働大臣が定める疾患) ①末期の悪性腫瘍,神経難病などの利用者 ②特別管理加算の対象者 ③特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている者 ④暴力行為,著しい迷惑行為,器物破壊行為等が認められる者 ⑤その他利用者の状況等から判断して①~④に準ずると認められる者 ⑥利用者の身体的理由により一人の看護師等による訪問看護が困難と認められる者						
□訪問看護情報提供療養費1	1,500円/月1回		150円	300円	450円	
市町村等の求めに応じて、訪問看護ステーションから訪問看護に関する情報を提供した場合。 (厚生労働大臣が定める疾患等の利用者)						
□訪問看護情報提供療養費3	1,500円/月1回		150円	300円	450円	
入院又は入所する利用者について、当該利用者の診療を行っている保険医療機関が診療状況添えて紹介を行うにあたって、訪問看護ステーションが利用者の同意を得て、情報を提供した場合。						
□長時間訪問看護加算	5,200円/週1回		520円	1,040円	1,560円	
長時間の訪問を要する利用者に対して、1回の指定訪問看護の時間が90分を超えた場合。						
□緊急訪問看護加算	月14日目まで：2,650円/日		265円	530円	795円	
	月15日目以降：2,000円/日		200円	400円	600円	
利用者又は家族の緊急の求めに応じて、主治医の指示により連携する訪問看護ステーションが計画外の訪問看護を行った場合。						
□早朝・夜間加算 (6-8時・18-22時)	2,100円		210円	420円	450円	
□深夜加算(22-6時)	4,200円		420円	840円	1,260円	
利用者又は家族の緊急の求めに応じて、夜間や早朝、深夜に指定訪問看護を行った場合。						
□看護・介護職員連携強化加算	2,500円		250円	500円	750円	
口腔内・鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養又は経鼻経管栄養を必要とする利用者に対して、喀痰吸引等を行う介護職員に対して支援・連携した場合。						
□退院時共同指導加算	8,000円		800円	1,600円	2,400円	
退院(退所)にあたって医師及び看護師等が共同して在宅両方生活の指導を行い、指導内容を提供した場合。						
□特別管理指導加算	2,000円		200円	400円	600円	
特別管理加算の対象者に対して、退院時共同指導を行った場合。						
□退院時支援指導加算	イ：6,000円		600円	1,200円	1,800円	
	ロ：8,400円		840円	1,680円	2,520円	
イ：①厚生労働大臣が定める疾病等 ②特別管理加算の対象者 ②退院日の訪問看護が必要であると認められた者に対し、訪問看護ステーションの看護師等が退院した日に療養上必要な指導を行った場合。 ロ：イに加え 1回の退院支援指導の時間が90分を超えた場合又は複数回の退院支援指導の合計時間90分を超えた場合						

<input type="checkbox"/> 在宅患者連携指導加算	3,000 円/月 1 回	300 円	600 円	900 円
医療関係職種間で共有した情報を踏まえて、訪問看護ステーションの看護師等が、患者又は家族へ行うとともに、その指導内容や療養上の留意点について他職種に情報提供した場合。				
<input type="checkbox"/> 在宅患者緊急時等 カンファレンス加算	2,000 円/月 2 回	200 円	400 円	600 円
在宅で療養を行っている通院加算患者な患者の急変や診療方法の変更等に伴い、主治医の求めにより関係する医療従事者と共同で患家に赴き一同に会しカンファレンスを行い、共同で療養上必要な指導を行った場合。				
<input type="checkbox"/> 訪問看護ターミナルケア 療養費 1	25,000 円/死亡月	2,500 円	5,000 円	7,500 円
住宅又は特別養護老人ホーム等で死亡した利用者に対して、主治医の指示にて死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 回以上の訪問看護を実施し、かつターミナルケアに係る支援体制について説明した上で、ターミナルケアを行った場合。（看取り介護加算を算定しているものを除く）				
<input type="checkbox"/> 訪問看護ターミナルケア 療養費 2	10,000 円/死亡月	1,000 円	2,000 円	3,000 円
特別養護老人ホーム等で死亡した利用者に対して、主治医の指示にて死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 回以上の訪問看護を実施し、かつターミナルケアに係る支援体制について説明した上で、ターミナルケアを行った場合。（看取り介護加算を算定しているものに限る）				